# 無形文化遺産の保護に関する条約の概要 

## 経 緯



無形文化遺産の概要

（分野の例示）芸能，社会的慣習，祭礼行事，伝統工芸技術など

## 条約の内容

## 無形文化遺産代表一覧表の作成

※2008年11月代表一覧表に統合

## 人類の口承及び無形遺産に関 する傑作の宣言 全 90 件

- 第1回（2001）能楽を含む19件
- 第2回（2003）人形浄瑠璃文楽を含む28件
－第3回（2005）歌舞伎を含む43件



## 「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」 <br> に記載された我が国の無形文化遺産

- 重要無形文化財
- 能楽（のうがく）
- 人形浄瑠璃文楽（にんぎょうじょうるりぶん らく）
- 歌舞伎（かぶき）
- 雅楽（ががく）
- 小千谷縮•越後上布（おぢやちぢみ・えちご じょうふ）
- 石州半紙（せきしゅうばんし）
- 組踊（くみおどり）
- 結城紬（ゆうきつむぎ）
- 重要無形民俗文化財
- 日立風流物（ひたちふりゅうもの）
- 京都祇園祭の山鉾行事（きょうとぎおんまつ りのやまほこぎようじ）
- 甑島のトシドン（こしきじまのとしどん）
- 奥能登のあえのこと（おくのとのあえのこと）
- 早池峰神楽（はやちねかぐら）
- 秋保の田植踊（あきうのたうえおどり）
－チヤツキラコ（ちやつきらこ）
- 大日堂舞楽（だいにちどうぶがく）
- 題目立（だいもくたて）
- アイヌ古式舞踊（あいぬこしきぶよう）

上記の他，各締約国 の無形文化遺産の「目録」作成，「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」作成，無形文化遺産基金による「国際援助」などを実施。

ユネスコへの申請案件を決定

- 文化審議会文化財分科会無形文化遺産保護条約に関する特別委員会
- 文化審議会文化財分科会
- 文化庁と外務省との連絡会
$\downarrow$
ユネスコに申請書を提出（1年目の3月31日期限）
$\downarrow$
ユネスコ事務局による申請書の受領処理（1年目の6月30日期限）
※申請国は，申請書に不備がある場合は不備を是正するようユネスコ事務局か ら助言される（申請国は1年目の9月30日までに申請書の不備を是正）
$\downarrow$
ユネスコ事務局に不備を是正した申請書を提出（1年目の9月30日期限）
$\downarrow$
補助機関（政府間委員会のメンバー 24 か国から選出された 6 か国）による審査 ※現在の補助機関は，イタリア，クロアチア，ヴェネズエラ，韓国，ケニア， ヨルダンの 6 か国
$\downarrow$
補助機関による最終検討会合（2年目の4月から6月の間に開催）
$\downarrow$
補助機関による勧告（審査結果報告書の公開）（2年目の10月）
※毎年11月に開催される政府間委員会の4週間前までに，補助機関による審査結果の報告書がオンラインで公開される。
$\downarrow$
政府間委員会で登録の可否を決定（2年目の11月）
＜政府間委員会の決定は次の 3 区分＞
（1）「記載（inscribe）」：無形文化遺産保護条約代表一覧表に記載するもの
（2）「情報照会（refer）」：追加情報を提出締約国に求めるもの。再申請が可能。
（3）「不記載（Decide not to inscribe）」：無形文化遺産保護条約代表一覧表の記載にふ さわしくないもの。 4 年間再申請できない。


## ユネスコ無形文化遺産保護条約代表一覧表への記載基準

ユネスコ無形文化遺産保護条約締約国会議で決定する運用指示書に次の通り規定さ れている。

段落2 申請国は，申請書において，代表一覧表への記載申請案件が，次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
1 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
2 申請案件の記載が，無形文化遺産の認知，重要性に対する認識を確保し，対話を誘発し，よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
3 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
4 申請案件が，関係する社会，集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加 および彼らの自由な，事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであ ること。
5 条約第11条および第12条に則り，申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。
＜参考＞ユネスコ無形文化遺産保護条約（抄）
第2条 定義
この条約の適用上，
1 「無形文化遺産」とは，慣習，描写，表現，知識及び技術並びにそれらに関連する器具，物品，加エ品及び文化的空間であって，社会，集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は，世代から世代へと伝承され，社会及び集団が自己の環境，自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し，かつ，当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより，文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上，無形文化遺産については，既存の人権に関する国際文書並びに社会，集団及び個人間 の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するものにのみ考慮を払う。
21 に定義する「無形文化遺産」は，特に，次の分野において明示される。
（a）ロ承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
（b）芸能
（c）社会的慣習，儀式及び祭礼行事
（d）自然及び万物に関する知識及び慣習
（e）伝統工芸技術
第11条 締約国の役割
締約国は，次のことを行う。
（a）自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。
（b）第2条3に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を，社会，集団及び関連のある民間団体の参加を得て，行うこと。
第12条 目録
1 締約国は，保護を目的とした認定を確保するため，各国の状況に適合した方法により，自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は，定期的に更新する。

平成20年7月30日

## ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約への対応について

ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）への対応につい て調査審議するため，昨年11月，文化審議会文化財分科会に「無形文化遺産保護条約 に関する特別委員会」（委員長：宮本袈裟雄•武蔵大学教授）を設置し，調査審議を重 ねてまいりましたが，7月18日（金）に開催された文化審議会文化財分科会（会長：石澤良昭•上智大学学長）を経て，このたび，文化庁としての対応を決定しましたので，御報告いたします。

## 【背景】

無形文化遺産保護条約が，平成15年のユネスコ第32回総会において採択され， 18年4月に発効。
無形文化遺産の保護に関する条約においては，①締約国による自国内の無形文化遺産についての目録の作成，（2）人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（「代表一覧表」） の作成，（3）緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（「危機一覧表」）の作成， が要請されている。

## 【我が国の対応】（詳細は別紙参照）

1．目録の作成について
国の指定•選定に係る「重要無形文化財」，「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」の一覧を目録としてユネスコ事務局に提出する。

2．「代表一覧表」への提案について
（1）基本的考え方
－世界遺産と異なり，各国から提案された無形文化遺産は専門機関による価値の評価を行うことなく，「代表一覧表」に記載されることから，記載の有無によ って，我が国の無形文化遺産の価値には何ら影響はない。
－文化庁としては，上記1．の目録に掲載されている文化財を対象として順次提案し，将来的には，これら全ての記載を目指す。
（2）提案候補の具体的選定方法
－日本の文化的多様性を示すため，「重要無形文化財」，「重要無形民俗文化財」及 び「選定保存技術」のそれぞれから選定。
－文化財の特徴等に基づき区分ごとに指定の時期が早いものから順に選定。


